

令和4年第2回(3月)川南町議会定例会会議録

令和4年3月22日 (火曜日)

本日の会議に付した事件

令和4年3月22日 午前9時00分開会

- 日程第1 議案第 2号 川南町議会議員及び町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を定めるについて
- 日程第2 議案第 3号 川南町附属機関の設置に関する条例を定めるについて
- 日程第3 議案第 4号 川南町個人情報保護条例及び川南町特定個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第4 議案第 5号 川南町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第 6号 川南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第6 議案第 7号 川南町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例及び川南町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第 8号 川南町墓地条例の一部改正について
- 日程第8 議案第 9号 川南町営住宅管理条例の一部改正について
- 日程第9 議案第10号 川南町道路占用料徴収条例の一部改正について
- 日程第10 議案第11号 川南町都市公園条例の一部改正について
- 日程第11 議案第12号 川南町消防団条例の一部改正について
- 日程第12 議案第13号 川南町墓地使用料条例の廃止について
- 日程第13 議案第14号 財産の取得について
- 日程第14 議案第15号 財産の取得について
- 日程第15 議案第16号 町道路線の認定について
- 日程第16 議案第24号 令和4年度川南町一般会計予算
- 日程第17 議案第25号 令和4年度川南町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第18 議案第26号 令和4年度川南町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第19 議案第27号 令和4年度川南町介護認定審査会特別会計予算
- 日程第20 議案第28号 令和4年度川南町介護保険特別会計予算

- 日程第21 議案第29号 令和4年度川南町下水道事業特別会計予算
- 日程第22 議案第30号 令和4年度川南町漁業集落排水事業特別会計予算
- 日程第23 議案第31号 令和4年度西都児湯行政不服審査会特別会計予算
- 日程第24 議案第32号 令和4年度川南町尾鈴地区畜産用水管理事業特別会計予算
- 日程第25 議案第33号 令和4年度川南町電子地域通貨事業特別会計予算
- 日程第26 議案第34号 令和4年度川南町水道事業会計予算
- 日程第27 請願第 1号 幼児児童へのコロナワクチン接種の努力義務除外を国に
提言するよう求める請願書について
- 日程第28 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について
- 日程第29 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

出席議員(13名)

1番 河野 禎明 君	2番 谷村 裕二 君
3番 中津 克司 君	4番 蓑原 敏朗 君
5番 徳弘 美津子 君	6番 児玉 助壽 君
7番 福岡 仲次 君	8番 米田 正直 君
9番 内藤 逸子 君	10番 川上 昇 君
11番 河野 浩一 君	12番 竹本 修 君
13番 中村 昭人 君	

事務局出席職員職氏名

事務局長 日高 裕嗣 君 書記 山口 武志 君

説明のために出席した者の職氏名

町 長	日高 昭彦 君	副町長	押川 義光 君
教育長	坂本 幹夫 君	会計管理者・ 会計課長	小嶋 哲也 君
総務課長	新倉 好雄 君	財政課長	谷 講平 君
まちづくり課長	甲斐 玲 君	産業推進課長補佐	税田 健吾 君
農地課長	三好 益夫 君	建設課長	大山 幸男 君
環境水道課長補佐	渡部 好文 君	町民健康課長	米田 政彦 君
教育課長	山本 博 君	福祉課長	三角 博志 君
税務課長	大塚 祥一 君	代表監査委員	永友 靖 君

午前9時00分開会

○議長（中村 昭人君） おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元にお配りしてあるとおりであります。しばらく休憩します。全員議員控室に御移動願います。

午前9時00分休憩

.....
午前10時35分再開

○議長（中村 昭人君） 会議を再開します。休憩前に引き続き、会議を続行します。ただいま、町長、まちづくり課長から発言の申し出がありましたので、これを許可します。

○町長（日高 昭彦君） それでは、議案第12号川南町消防団条例の一部改正について、に一部誤りがありましたので、お詫びして議案の訂正をお願いいたします。訂正内容につきましては、担当課長に説明をさせます。よろしく願います。

○まちづくり課長（甲斐 玲君） 本議会において、提案しております、議案第12号につきまして、改正条例案の附則のなかに脱字がありましたので、お詫びして訂正をお願いいたします。脱字につきましては、お手元にあります正誤表の通り、議案の3ページ目、附則第2項の新旧対照表中、改正後の欄、費用弁償第3条第3項、正しくは選挙管理委員会委員および介護認定審査会委員です。正しくは介護認定審査会委員です。私の確認不足による単純なミスであり、誠に申し訳ありませんでした。訂正をお願いいたします。

○議長（中村 昭人君） ただいま、説明のありました議案第12号につきまして、何か御質問がございますか。それでは、ただいま説明のありました議案第12号につきましては、正誤表のとおり、訂正することに御異議ありませんか。それでは、議案第12号につきましては、正誤表のとおり訂正をお願いします。

ただいま、総務課長の方から発言の申し出がありましたので、これを許可します。

○総務課長（新倉 好雄君） 本議会定例会に提出いたしました議案第7号及び第8号の末尾に記載しています議決の日付について、誤って4日と標記していますので、数字の4を削除お願い申し上げます。大変申し訳ありませんでした。

○議長（中村 昭人君） ただいま、説明のありました件につきまして、質問はございませんか。

○議員（中津 克司君） ただいま、まちづくり課長、総務課長からありましたけれども、軽微な事項です。軽微な事項でありますけれども、提出議案でありますので、緊張感を持って取り組んでいただきたいということをお願いしておきたいと思っております。以上です。

○まちづくり課長（甲斐 玲君） まことに単純なミスでですね、申し訳なく思っております。今後、気を付けたいと思っております。

○議長（中村 昭人君） それでは、7号、8号につきましては総務課長の申し出のとおり訂正をお願いいたします。ただいま、教育課長から発言の申し出がありましたので、これを許可します。

○教育課長（山本 博君） おはようございます。1か所答弁の訂正をさせていただきたいと思っております。14日、月曜日の議案第11号川南町都市公園条例の一部改正についてでございます。川上議員の質疑に対しまして、プールの水質については、なんとかごまかしながらやってきましたと、誤解を生む発言をいたしましたので、プールの水質については、細心の注意を払いながら、行ってきました。に訂正をさせていただきたいと思っております。申し訳ありません。よろしく申し上げます。

○議長（中村 昭人君） 日程第1議案第2号川南町議会議員及び町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を定めるについて、日程第2議案第3号川南町附属機関の設置に関する条例を定めるについて、日程第3議案第4号川南町個人情報保護条例及び川南町特定個人情報保護条例の一部改正について、日程第4議案第5号川南町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、日程第5議案第6号川南町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、日程第6議案第7号川南町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例及び川南町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスにかかる介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正について、日程第7議案第8号川南町墓地条例の一部改正について、日程第8議案第9号川南町営住宅管理条例の一部改正について、日程第9議案第10号川南町道路占用料徴収条例の一部改正について、日程第10議案第11号川南町都市公園条例の一部改正について、日程第11議案第12号川南町消防団条例の一部改正について、日程第12議案第13号川南町墓地使用料条例の廃止について、日程第13議案第14号財産の取得（川南町総合福祉センター備品購入）について、日程第14議案第15号財産の取得（川南町総合福祉センター備品購入）について、日程第15議案第16号町道路線の認定について、以上15議案を一括議題とします。本15議案は、所管事項別に各常任委員会に付託されておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。まず、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（川上 昇君） 総務厚生常任委員会に付託されました議案第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第12号、第14号、第15号につきまして、その審査の経過と結果について報告いたします。いずれの議案も担当職員に出席を求め、委員全員出席のもと、慎重に審査いたしました。

まず、議案第2号川南町議会議員及び町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を定めるについては、公職選挙法の一部を改正する法律が令和2年12月12日に施行されたことに伴い、町議会議員及び町長の選挙における選挙公営の対象を拡大し、町の選挙におけ

る立候補にかかる環境を改善するため、条例を定めるものです。具体的には、選挙運動用自動車の使用、ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関して、必要な事項を定めています。それぞれ公費負担額、手続き要領等が定めてあり、いずれも限度額の範囲内で実際に要した費用を交付するものです。この条例は交付の日から施行し、同日以後にその期日を告示される選挙から適用されます。なお、委員からこれから立候補を考える人が多くなることも予想されるので、できる限り早くこの制度について情報公開されるよう望む旨、意見が付されました。審査の結果、異議なく全員賛成で、可決すべきものと決定しました。

次に議案第3号川南町附属機関の設置に関する条例を定めるについては、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、町の執行機関の附属機関として、議案書の別表にあるとおり、11の会議体を条例で定めるものです。なお、このうち、川南町新中学校設立推進委員会は、令和4年度から新たに設置されます。委員から国は地方公共団体の附属機関として、審議会などを新たに設置しないよう通達を出している、その理由は、執行機関がともしれば、附属機関の意見を持って、決定するという、間違った見解があるからで、責任転嫁する隠れ蓑にしてはいけない、あくまでも意思決定機関ではなく、意見を聞きましょうという機関である、行政実例でも附属機関が言ったことを根拠にというのはおかしい、あくまで、判断は、行政団体の長、もしくは行政委員会の長でなければならないと強く意見が付されました。審査の結果、異議なく全員賛成で可決すべきものと決定しました。

次に議案第4号川南町個人情報保護条例及び川南町特定個人情報保護条例の一部改正についてです。この議案は、デジタル社会の形成をはかるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、行政機関、個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法が廃止されることなどにより、引用法令を改めるなどの所要の改正を行うものです。第1条については、川南町個人情報保護条例の中で引用していた独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律及び行政機関、個人情報保護法に関する箇所を改正です。第2条については、川南町特定個人情報保護条例の中で引用していた独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律に関する箇所を訂正です。なお、令和5年の春頃からまた改正される予定で、法体系が法律で一本化されるとのことで、川南町の条例も最終的にはなくなるとの説明でした。委員から個人情報個人の不利益につながることに利用されたら困る、町としても住民側に立った配慮ある対応を十分検討されることと意見が述べられました。審査の結果、異議なく全員賛成で可決すべきものと決定しました。

続いて、議案第5号川南町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてです。この議案は、国家公務員の妊娠、出産、育児等と仕事の両立、支援のために講じる措置の中で、非常勤職員の育児休業取得要件の廃止等が令和4年4月1日施行とされていることに伴い、本町でも同様に改正するものです。非常勤職員については、これまで育児休業を取得するためには、引き続き在職した期間が1年以上必要でしたが、その要件を廃止し、継続期間に関

係なく、育児休業が取得できるよう一部改正をするものです。また、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置を講ずるため、第23条と第24条を新たに追加し、それぞれ妊娠または、出産等についての申し出があった場合における措置等と勤務環境の整備に関する措置について、追加するものです。令和4年4月1日施行となっています。審査の結果、異議なく全員賛成で可決すべきものと決定しました。

次に議案第6号川南町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてです。この議案は、デジタル化の推進に伴い、子ども、子育て支援制度において、保育所の事業者が作成、保存等を行うものや保育所等との間の手続き等に関係するもので、書面等によることが規定または想定されるものについて、業務負担の軽減を図る観点から電磁的方法による対応も可能である旨の改正を行うものとしています。利便性の向上が大事ですが、県を通した国の情報では、運用的にはまず条例でこれを定め、あとは機械の整備、標準的な書式等が示されるとのことです。つまり、まずは例規だけを整備し、具体的な時期は今のところ未定で附則では、この条例は、交付の日から施行するとしています。ただ、この条例の一部を改正し、施行されてもこれまでどおりの手続きでなんら問題ないとの説明でした。審査の結果、異議なく全員賛成で可決すべきものと決定しました。

続いて議案第7号川南町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営にかかる基準に関する条例及び川南町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正についてです。この議案は、介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に規定する厚生労働大臣が定める者及び研修の一部改正が行われたので、それに関する2条例について、条項の繰り下げを行うものです。なお、厚生労働大臣が定める者とは、管理者を指します。また、第1条では、第91条第2項部分が第91条第3項に第2条では、第71条第2項部分が第71条第3項にそれぞれ繰り下がります。審査の結果異議なく、全員賛成で可決すべきものと決定しました。

次は、議案第12号川南町消防団条例の一部改正についてです。これまで、非常勤特別職で定めていた消防団一般団員の報酬について、この度処遇改善を目的として、消防団条例で年間報酬を引き上げて定め直すとともに、出動手当として、費用弁償で支払っていたものを出動報酬として支給のあり方を見直すものです。年額報酬を1,500円増額し、また出動手当として単価2,200円で費用弁償されていたものは、用途及び実働に合わせて、時間単価で算出し、いずれも団員に直接支給するように改正されます。委員からは、この度の改正で団員確保につながれば望ましいことだが、消防団のイメージアップや団員確保には、継続して創意

工夫されることを望むと意見が付されました。審査の結果、異議なく全員賛成で、可決すべきものと決定しました。

次に議案第14号財産の取得R4.2-1、川南町総合福祉センター備品購入についてです。指名競争入札により、町内の有限会社押川商会取締役押川聖一郎氏が14,630千円で落札されました。落札率は77.54%です。入札者は、町内2社、町外3社の計5社でしたが、入札選定委員会にて、過去の実績等を勘案し、業者選定しています。予定価格は、担当課において、形式等を設定し、積算しています。審査の結果、異議なく全員賛成で可決すべきものと決定しました。

次は、議案第15号財産の取得R4.2-2、川南町総合福祉センター備品購入についてです。この議案も前議案の第14号と同じく指名競争入札で行われ、同じく町内の有限会社さなだや代表取締役真田まり子氏が25,190千円で落札されました。落札率は、77.4%、入札者も同じ5社であります。福祉センターには、運営上、ありとあらゆる部品が数多くあるために、エリアごとに備品を分けて、納入時に支障がでないよう、入札も分けて実施しているとのことでした。審査の結果、異議なく全員賛成で可決すべきものと決定しました。以上で報告を終わります。

○議長（中村 昭人君） 次に、文教産業常任委員長の報告を求めます。

○文教産業常任委員長（米田 正直君） 文教産業常任委員会に付託されました議案について、関係課職員の出席を求め、現地調査を行い、説明を受け、慎重に審査を行いました。その審査経過と結果について、御報告申し上げます。

議案第8号、川南町墓地条例の一部改正について、この議案は掛迫共同墓地について、9戸が利用していましたが、利便性が悪いところにあり、1戸を除き、新規に地域墓地を建設されて、改葬移転、また残り1軒についても、中央共同墓地へ改葬することになり、今後の利用が見込まれないため、廃止されるものです。また、湯牟田共同墓地については、墓地利用者の意向により、国光原共同墓地と名称変更するものです。採決の結果、全員賛成で可決であります。

議案第9号、川南町営住宅管理条例の一部改正について、この議案は、耐震基準を満たさない町営の長屋住宅の入居者から、耐震基準を満たす住宅への移転希望があった場合に、収入基準を満たせば移転することができるように、条例の一部を改正するものです。耐震基準を満たさない政策住宅について、集約をして安全面は当然ながら、土地利用も図れるのではないかという意見が出ました。採決の結果、全員賛成で可決であります。

議案第10号川南町道路占用料徴収条例の一部改正について、この議案は土地の評価額の変更により、県の道路占用料が改定されたことに伴い、川南町においても道路占用料を改めるものです。不法占用しているところがあり、問題視しなければならないという意見も出されました。採決の結果、全員賛成で可決であります。

議案第11号川南町都市公園条例の一部改正について、この議案は、川南運動公園内にあるプールについて施設の老朽化と水量や水質の問題があり、それを解決するために莫大な費用を要するために、また利用者の推移が減少傾向にあったことにより、廃止されるものであります。新中学校のプール建設にあたって、学校施設の開放という観点での利用の検討やプールは残すべきという意見が出されました。採決の結果賛成多数で可決であります。

議案第13号川南町墓地使用条例の廃止について、この議案は、使用料について、川南町使用料及び手数料徴収条例にまとめる町の例規整備のルールに則り、川南町墓地使用料条例を廃止するものであります。併せて、川南町使用料及び手数料条例の一部を改正するものです。採決の結果、全員賛成で可決であります。

議案第16号町道路線の認定について、この議案は2級町道高森・一ツ松線と町道高森・平田神社線に接続する高森南線で延長130mの未舗装道路を地域住民等の利便性向上を図るため、また長年の地域住民の要望もあり、高森交差点の安全性を考慮し、町道路線として認定するものであります。町道認定にあたっては、認定基準を明確化し、緊急性のある道路については、スピーディーな対応が必要であるという意見が出されました。採決の結果全員賛成で可決であります。以上で文教産業常任委員会に付託されました議案についての審査報告を終わります。

○議長（中村 昭人君） 以上で委員長報告を終わります。これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。念のため申し上げます。討論・採決は議案ごとに行います。議案第2号川南町議会議員及び町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を定めるについて、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第2号について、採決します。お諮りします。本案は委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第2号川南町議会議員及び町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を定めるについては、委員長報告のとおり可決されました。議案第3号川南町附属機関の設置に関する条例を定めるについて、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第3号について、採決します。お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに御異議

ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第3号川南町附属機関の設置に関する条例を定めるについては、委員長報告のとおり可決されました。議案第4号川南町個人情報保護条例及び川南町特定個人情報保護条例の一部改正について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第4号について採決します。お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第4号川南町個人情報保護条例及び川南町特定個人情報保護条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。議案第5号川南町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第5号について、採決します。お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第5号川南町職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。議案第6号川南町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第6号について、採決します。お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第6号川南町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。議案第7号川南町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例及び川南町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予

防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第7号について採決します。おはかりします。委員長報告のとおり即ち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第7号川南町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例及び川南町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。議案第8号川南町墓地条例の一部改正について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第8号について、採決します。お諮りします。本案は、委員長報告のとおり即ち原案のとおり、決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第8号川南町墓地条例の一部改正については、委員長報告のとおり、可決されました。議案第9号川南町営住宅管理条例の一部改正について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第9号について、採決します。お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案の通り決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第9号川南町営住宅管理条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。議案第10号川南町道路占用料徴収条例の一部改正について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第10号について、採決します。お諮りします。本案は、委員長報告のとおり即ち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第10号川南町道路占用料徴収条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。議案第11号川南町都市公園条例の一部改正について、討論を行います。まず原案に反対者の発言を許します。

○議員（荻原 敏朗君） 私は議案第11号川南町都市公園条例の一部改正について、反対の立場で討論を行います。委員長報告にありましたが、文教常任委員会では、慎重に審査され、賛成多数で可決という結論を出されているようです。議案提案理由では老朽化により、廃止ということですが、施設等は年月を経過すれば、劣化、老朽化するのには当然ですが、多くの施設は廃止せず、それぞれ保守や改修を重ねながら町民に利用されています。議案質疑においては、水質等の問題があり、町民に安全が提供できないことや経費やコストパフォーマンスにも言及されました。運動公園プールについては、水の浄化装置も備えており、毎年適切なりペアをしておれば一度に大きな費用も必要なかったのではないのでしょうか。かつては、教育委員会の担当課職員が夏の供用開始前に総出で浄化装置を含め、点検や掃除を行っていたものです。そして、夏休みを中心に多くの子どもや保護者などが水に親しみました。運動公園の整備基本計画説明で管理棟の説明もありましたが、今の2倍の広さにしてクラブハウスやシャワーを設けるそうですが、誰がどのくらい使うのでしょうか。テニスコートも多額の経費を使って人工芝にされましたが、冬場ではほとんど利用されていません。プールをどうやったら、存続できるのかという検討はされなかったのでしょうか。今回のプール廃止理由は、廃止ありきでの理由を積み重ねの気がいたします。かつて、教育委員会主催で泳げない児童を対象に水泳教室を行い、夏休みが終わるころには程度の差はあれ、ほとんど泳げるようになり、大変喜ばれたものでした。運動公園プールは、幼児が保護者と遊べるようにもなっています。現在運動公園内のパンダ公園は休日などは、幼児や保護者でいっぱいですが、夏場はこの様子がプールで見られるようにすべきではないのでしょうか。子どもたちが大きくなって、また川南に帰るようにと町長は躍起になって、作戦をいろいろ展開されていますが、小さいころに川南運動公園で遊んだ一コマ大きな思い出にしようではありませんか。町内では、監視や水質等の懸念もあり、河川や海では、一部を除き、どこでも泳げません。運動公園プールは、幼年、少年時代の思い出作りや成人の健康づくりにも寄与します。夏になると子どもたちが町外に泳ぎや水遊びに出掛ける光景は想像したくはありません。規模を縮小してでも、運動公園にプールは残すべきではないのでしょうか。以上の理由を挙げて議案第11号について、賛成しがたいと反対して討論を終ります。議員の皆様の反対に賛同を是非お願いいたします。

○議長（中村 昭人君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

次に原案に反対者の発言を許します。

○議員（内藤 逸子君） 議案第11号川南町都市公園条例の一部改正について、反対の立場から討論いたします。川南町運動公園内にあるプールを施設の老朽化等により、廃止するた

め、条例の一部改正を行うものです。との提案でした。子どもたちが使うプールを老朽化したので、修理にはお金がかかるから廃止する、水の安全性と確保が難しいからとの説明に本当になくしていいのか、と思います。条例では、プールの文字を削除するだけです。子どもたちが水に親しむプール、町営のプールは本当になくして良い施設なのでしょうか。河川プールや小学校のプールの開放などが言われますが、地域のプールを利用するのは、ルールがあります。そう簡単ではありません。時代が変わったので済まされません。プールの維持管理は金食い虫と言われますが、お金では買えないものが町営プールにはあります。条例の一部改正について、反対討論といたします。

○議長（中村 昭人君） 他に討論はありませんか。

○議員（児玉 助壽君） 議案第11号川南町都市公園条例の一部改正について、賛成の立場で討論いたします。先ほどから同僚議員が最もらしく反対理由を述べておりましたが、元になる財源はどこに求めるのか、代替案も出さずただ反対、反対述べとつても、こら、埒があかんと思います。反対するならするで、代替財源を提示して、反対してもらいたいと思っております。そのような理由で原案に賛成し、賛成討論といたします。同僚の皆様の賛同を求めて、討論を終わります。

○議長（中村 昭人君） 他に討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第11号について、採決します。この採決は、起立によって行います。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立同数〕

以上のとおり、採決の結果、賛成、反対が同数です。したがって、地方自治法第116条第1項の規定によって、議長が本案に対して、裁決します。議長は、可決と裁決します。議案第12号川南町消防団条例の一部改正について討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第12号について、採決します。お諮りします。本案は、委員長報告のとおり即ち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第12号川南町消防団条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。議案第13号川南町墓地使用料条例の廃止について、討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第13号について、採決しま

す。お諮りします。本案は、委員長報告のとおり即ち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第13号川南町墓地使用料条例の廃止については、委員長報告のとおり可決されました。議案第14号財産の取得（川南町総合福祉センター備品購入）について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終ります。これから、議案第14号について、採決します。お諮りします。本案は委員長報告のとおり即ち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第14号財産の取得（川南町総合福祉センター備品購入）については委員長報告のとおり可決されました。議案第15号財産の取得（川南町総合福祉センター備品購入）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終ります。これから、議案第15号について、採決します。お諮りします。本案は、委員長報告のとおり即ち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第15号財産の取得（川南町総合福祉センター備品購入）については、委員長報告のとおり可決されました。議案第16号町道路線の認定について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終ります。これから議案第16号について、採決します。お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第16号町道路線の認定については、委員長報告のとおり、可決されました。

日程第16議案第24号令和4年度川南町一般会計予算、日程第17議案第25号令和4年度川南町国民健康保険事業特別会計予算、日程第18議案第26号令和4年度川南町後期高齢者医療特別会計予算、日程第19議案第27号令和4年度川南町介護認定審査会特別会計予算、日程第20議案第28号令和4年度川南町介護保険特別会計予算、日程第21号議案第29号令和4年度川南町下水道事業特別会計予算、日程第22議案第30号令和4年度川南町漁業集落排水事業特別会

計予算、日程第23議案第31号令和4年度西都児湯行政不服審査会特別会計予算、日程第24議案第32号令和4年度川南町尾鈴地区畜産用水管理事業特別会計予算、日程第25議案第33号令和4年度川南町電子地域通貨事業特別会計予算、日程第26議案第34号令和4年度川南町水道事業会計予算、以上11議案を一括議題とします。本11議案は、所管事項別に各常任委員会に付託されておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。まず、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（川上 昇君） 総務厚生常任委員会に付託されました議案第24号、第25号、第26号、第27号、第28号、そして第31号について、その審査の経過と結果について、報告いたします。いずれの議案も担当職員に出席を求め、委員全員出席のもと、慎重に審査いたしました。議案第24号令和4年度川南町一般会計予算についてです。歳入歳出予算の総額が9,507,000千円で、前年度より536,000千円の減額となっています。これは、令和3年度に総合福祉センターの建物本体工事で、約900,000千円が見込まれていましたが、令和4年度にはありませんので、これが大きな要因となっています。7ページ、第2表の債務負担行為は、総務課事業のセキュリティー強化対策機器賃借料が令和5年度から9年度分で限度額が42,332千円、教育課事業の国光原中学校仮設プレハブ教室、技術室賃借料が令和5年度から7年度分で限度額が34,374千円となっています。いずれも令和4年度分には含みません。歳入の町税は、前年度に比べ、4.5%の増額です。個人の町民税が2.8%増、法人が17.8%増、固定資産税は4.7%増、軽自動車税は1.7%の増、町たばこ税も1.9%の増となっています。このたばこ税は、令和3年10月に税率がアップしており、このところ3回値上げしてきましたが、法律で決まっている値上げについては、一応これで終わりとのこと。特定寄付金のふるさと納税は、1,200,000千円の計上で令和3年度の好調を受けて20%200,000千円の増額です。繰入金の子代を担う人づくり基金繰入金5,619千円は、三大開拓地交流事業1,500千円、英語検定支援1,819千円、自主検定事業300千円、留学支援2,000千円の4つの事業です。雑入の保育所職員給食負担金2,081千円は、ひと月あたり、2,081千円は、ひと月当り一人4,980円の積み上げとなっています。歳出についてですが、総務費の文書広報費、通信運搬費の2,175千円は、月刊のお知らせかわみなみの発送費です。6,250世帯に1通29円のタウンメールを利用しています。この件に関して、委員からカードやQRコードについて、使い方などの説明に尽力していただきたい、との意見には、担当職員から町としていろんな方法を絞り出していきたいとの答弁でした。総務管理費、企画費の高等学校等就学支援給付金16,092千円は、ひと月3,000円の447人分です。同じくネットワーク創出等人材育成地域おこし協力隊促進事業の34,068千円は、令和3年度からの継続で国際交流委員1名、移住コーディネーター1名、それに新規隊員5名の計7名分の報酬や活動費を計上しています。その、新規5名の内訳は、パン職人2名、移住コーディネーター1名、英語教育1名、企業提案1名となっています。電子計算費のデジタルトランスフォーメーション推進

支援業務委託料2,200千円は、総務課の新規事業です。賦課徴収費の航空写真撮影及び写真地図作成業務委託料8,486千円は、税務課において正確な課税を期すために委託するものです。これまで、県が撮った2019年のデータを借りていますが、画質が良くなく不明瞭なものでした。ついては、制度の高い写真をもとに固定資産税課税の調査のために新しい建物はなにか、また土地の利用状況を把握し、正確な課税を目指すものです。3年に1度家屋と土地の賦課替えが行われますが、それに合わせて実施したいとのことです。社会福祉総務費は、前述のように総合福祉センターの建設費がなくなった分の前年対比65.1%の減額で438,434千円の計上です。総合福祉センターの供用開始に伴い、子育て支援センターや病児病後児保育の管理運営事業が新規に始まります。このことに関し、委員から福祉避難所としての位置づけを明確にしてはどうかとの問いに対し担当職員からそうした方向で調整していきたいとの答弁がありました。障害福祉費の自発的活動支援事業補助金120千円は、発達障害児の親同士の勉強会を予定しています。同じく障害児通所給付費91,180千円は、対象者が増加しているため、前年対比29.9%増での計上です。商工業振興費のECサイト保守委託料264千円とECサイト新規立ち上げ委託料2,992千円は、ふるさと納税制度に代わる産業振興のための新規事業です。ふるさと納税制度が仮に終了すると、事業者にとっては大きな痛手が危惧されます。したがってふるさと納税のみでなく、返礼品を直接購入できるEC（電子商取引オンラインショップ）サイトを立ち上げるものです。すでに返礼品事業者に対し、アンケートを実施し進めています。非常備消防費の消防団員互助会交付金2,350千円は、団員報酬が4月から直接本人支給となるため、消防団活動費用として10千円×213人分及び団本部運営費として、220千円を補填するものです。災害対策費地域防災計画改定及び受援計画策定業務委託料は9,350千円を計上しています。この防災計画については平成27年3月から改定されていません。5年経った現在特別問題はありますが、実情に合っていない部分も多く見受けられ大幅改定の予定です。審査の結果、特段異議なく全員賛成で可決すべきものと決定しました。続く議案第25号令和4年度川南町国民健康保険事業特別会計予算については、歳入歳出予算の総額を2,421,171千円と定めるもので、前年と大きく変わったものはないとの説明でした。歳入の一般被保険者国民健康保険税は、昨年度6月に税率が改正されましたが、その税率にて1月2月の状況を踏まえて計上しています。本年2月1日時点での被保険者は、4,527人、2,624世帯とのことです。諸収入の特定健康診査等受診料3,949千円は、後期高齢者医療広域連合から入ってくるものです。歳出では、総務費の一般管理費が前年対比3,124千円の増額ですが、これは昨年からの2か年事業である市町村事務処理標準システム導入委託料を今年3,110千円増額したことによるものです。趣旨普及費は前年対比273千円、55.6%の減額ですが、これは国保連合会に支払っていたテレビCMなどの広報事業が県へ移行することにより、支払いがなくなったためです。保険給付費は、前年対比158,400千円増額です。これは、医療費が令和2年度は、コロナ禍で病院の受診控えなどで抑えられていま

したが、令和3年6月頃からコロナ以前の状態に戻っており、令和4年度分も増える見込みで計上されています。また、保険事業費の特定健康診査等事業費は、前年対比3,771千円の減額となっています。これは、会計年度任用職員が4人から3人に1人減となり、人件費が約1,000千円減額となったことと糖尿病重症化予防事業委託料や特定健診保健指導委託料の業務見直しを行って双方で2,922千円の減額が生じたことが大きな要因となっています。審査の結果、特段異議なく全員賛成で可決すべきものと決定しました。

続いて議案第26号令和4年度川南町後期高齢者医療特別会計予算については、歳入歳出予算の総額を192,129千円と定めています。歳入の後期高齢者医療保険料は、前年対比で7,091千円の減額で、126,157千円です。後期高齢者広域連合の話では、保険料は据え置きとして、普通徴収や特別徴収の金額が明示されたとのこと。保険料の算定は、前年の10月時点の被保険者数が算定基準となっていて令和2年10月が2,715人、令和3年10月が2,654人と61人減少していることが減額の理由と思われるとのことでした。歳出では、一般管理費が前年対比で60千円の増額、これは、事務職員が昇給したことによるものです。徴収費も前年対比で87千円の増額ですが、これは滞納整理のため、預金調査の手数料や郵便代を新たに計上したためです。後期高齢者医療広域連合納付金は前年対比で11,931千円の減額です。これは、被保険者が思ったよりも急激に伸びていないことや所得の減少に伴う減額が主な要因との説明でした。審査の結果、異議なく全員賛成で可決すべきものと決定しました。

次に議案第27号令和4年度川南町介護認定審査会特別会計予算については、歳入歳出予算の総額を6,831千円と定めています。この会計は例年大きく変動することはありません。歳入の他、会計繰入金、6,829千円は、介護保険特別会計からの繰入れです。川南町分が3,715千円、都農町分が3,114千円となっています。ちなみに川南町の対象者は、令和3年2月時点で605人とのこと。歳出の介護認定審査会費の委員報酬は16人で3,990千円ですが、審査会は毎週の年間50回ほど開催されるとの説明でした。審査の結果、特段異議なく全員賛成で可決すべきものと決定しました。

続いて議案第28号令和4年度川南町介護保険特別会計予算です。歳入歳出予算の総額を1,686,348千円と定めるものです。歳出では、総務管理費の介護職員初任者研修事業助成金880千円は、本年度にスタートした事業で、88千円×10人分で計上しています。今年は、8人受講し、段階的に受講するようにされています。介護人材育成支援事業補助金2,540千円は、実務者研修に100千円×20人分、介護専門員更新研修に30千円×10人分、初任介護専門員研修に40千円×6人分の計上です。また、今年度から実施している市町村特別給付費の介護用品給付事業委託料3,750千円は、自宅で介護を受けておられる介護度の重い方々におむつを支給するものです。審査の結果、特段異議なく、賛成で可決すべきものと決定しました。

次に議案第31号令和4年度西都児湯行政不服審査会特別会計予算についてです。この特別

会計は、地方自治法の規定により審査会の円滑な運営とその経理の適正を図るため、平成28年度に設置したものです。歳入歳出予算の総額は、310千円で前年度とほぼ同額です。歳入の関係団体負担金47千円は、川南町以外の6市町村からの負担金です。歳出の行政不服審査会費のうち、行政不服審査会委員報酬は、5人で126千円を見込み計上しています。5人が2回、委員長は4回で、延べ14回の算定です。返還金47千円と繰出金108千円は、前年度分の負担金返還と一般会計への繰出しです。審査の結果、特段異議なく全員賛成で可決すべきものと決定しました。以上で報告を終わります。

○議長（中村 昭人君） しばらく休憩します。午後の会議は、13時10分からとします。

午前11時40分休憩

午後1時10分再開

○議長（中村 昭人君） 会議を再開します。休憩前に引き続き、会議を続行します。次に文教産業常任委員長の報告を求めます。

○文教産業常任委員長（米田 正直君） 文教産業常任委員会に付託されました議案について、関係課職員の出席を求め、現地調査を行い、説明を受け、慎重に審査を行いました。その審査経過と結果について、御報告を申し上げます。

議案第24号令和4年度川南町一般会計予算について、審査順に所管課ごとに報告いたします。農地課について、歳入の主なものは、農業費分担金2,961千円、農林水産業費国庫補助金の農業費補助金のうち農地中間管理機構支援事業補助金1,150千円と農地中間管理事業業務委託費2,963千円、農林水産業費県補助金農業費補助金のうち、農業委員会交付金1,952千円、農地中間管理機構支援事業1,431千円、多面的機能集団支援事業34,512千円、基幹水利施設管理事業12,034千円、国営造成施設管理体制整備促進事業3,725千円、水利施設管理強化事業尾鈴地区と高鍋・川南地区の7,697千円であります。歳出の主なものは、農業委員会費23,646千円は、農業委員会運営事業16,528千円と農地の有効利用（農地利用最適化の推進）3,002千円、農地中間管理事業の推進4,116千円であります。農地費64,289千円は、農地管理事業15,171千円と農村環境の保全・整備（地元管理水利施設の維持管理）46,118千円と今年度新規事業として、農村環境の保全・整備（農業農村整備事業の推進）3,000千円であります。新規事業は、町単独事業で農地を集約整備する小規模基盤整備支援事業補助金であります。国営土地改良事業費74,512千円は、農村環境の保全・整備（国営造成施設の適切な維持管理）35,643千円と農村環境の保全・整備（農業農村整備事業の推進）ということで38,869千円あります。県営土地改良事業費74,613千円は、農村環境の保全の整備、農業農村整備事業の推進で県営土地改良事業の負担金が主なものであります。農業災害復旧費

2,015千円は、測量設計委託料2,000千円等であります。

産業推進課関係について、歳入の主なものは森林環境譲与税3,686千円、農林水産業費国庫補助金農業費補助金のうち経営所得安定対策等推進事業8,316千円、経営承継・発展事業2,500千円、農山漁村振興交付金事業49,844千円、新規就農者育成総合対策事業3,750千円、新規就農者育成総合対策事業22,500千円、農林水産業費県補助金・農業費補助金のうち、農業次世代人材投資事業補助金12,750千円、鳥獣被害防止対策等推進事業補助金5,400千円、農業人材投資事業補助金1,665千円、乳用牛外部育成委託事業1,430千円、新規就農者総合対策事業11,250千円、商工費県補助金商工費補助金のうち、宮崎応援消費生活活性化事業費補助金21,645千円、財産貸付収入のうち、土地貸付尾鈴農業公社等6,007千円、工業用水施設賃借料2,564千円、不動産売払収入の立木売払収入12,113千円、新型コロナ緊急対策貸付利子補助金基金繰入金4,023千円、農林水産業費貸付金元利収入・優良肉用繁殖牛貸付金22,403千円、商工貸付金元利収入・商工業貸付金20,000千円、過年度収入8,214千円であります。歳出の主なものは、総務管理費・企画費のうち、消耗品費1,419千円未来の川南を創る学生応援事業等であります。農業費・農業振興費の農業次世代人材投資事業費補助金12,750千円、新規就農者育成総合対策事業補助金37,500千円、尾鈴地域農業再生協議会負担金9,218千円、6次産業化推進事業負担金1,128千円、収入保険加入支援事業補助金13,680千円、環境保全型直接支払事業交付金1,959千円、経営所得安定対策等補助金8,316千円、尾鈴農業公社負担金5,000千円、鳥獣被害防止対策推進事業補助金5,400千円、新規就農生活支援補助金4,350千円、農山村活性化整備対策事業施設整備補助金49,579千円、新規就農者用整備補助金20,000千円、農業後継者対策費の持続可能な農業のための青年農業者支援金事業補助金10,000千円、未来を担う農業後継者サポート補助金5,000千円、園芸振興費の次代をつなぐ園芸産地づくり事業補助金20,000千円、畜産業費の全国和牛能力共進会報償費1,800千円、乳用牛外部育成委託事業補助金2,860千円、畜産バイオセキュリティ向上推進事業補助金2,000千円、川南町肉用牛受精卵移植推進事業補助金5,000千円、川南町肥育素牛導入対策事業補助金2,270千円、家畜衛生手数料補助金4,000千円、川南町優良繁殖牛導入等補助金5,700千円、川南町優良肉用繁殖牛導入資金貸付金20,000千円、地域農政特別対策事業費の川南町学校給食地産地消促進事業補助金2,200千円、林業振興費の森林環境保全直接支払事業委託料24,670千円、経営管理移行調査対象森林剪定業務委託料3,604千円、町有林雑木伐採委託料3,000千円、水産業費漁業近代化資金利子補給補助金1,050千円、漁業機器等導入支援事業補助金5,000千円、漁港整備費通浜海浜公園管理委託料2,193千円、水産生産基盤整備事業負担金13,400千円、商工業振興費商工会経営振興費補助金6,000千円、交流施設改修費等費補助金20,000千円、商工業振興貸付金20,000千円、緊急対策貸付利子補給事業補助金4,023千円、電子地域通貨ポイント付与キャンペーン助成事業等の各種購入在庫費用等でございます。手数料2,466千円、プレミアム付地域通貨事務委託料2,320千円、電子地域通貨シ

STEM利用料3,485千円、プレミアム付電子地域通貨付与助成金32,760千円、電子地域通貨ポイント付与キャンペーン助成金5,000千円、創業者支援事業補助金4,000千円、企業立地促進奨励金3,000千円、観光費観光公園管理委託料1,778千円、伊倉自然公園管理委託料1,733千円、川南町観光協会補助金8,900千円、若者連絡協議会補助金4,000千円地域活性化拠点施設指定管理料5,000千円、広告料1,132千円、スポーツ合宿助成2,000千円であります。

教育課について、歳入の主なものは、分担金及び負担金、民生費負担金、児童クラブ保護者8,533千円、使用料及び手数料（土木使用料）のうち、屋根付多目的運動場使用料1,400千円、国庫支出金、教育費国庫補助金、学校施設環境改善交付金16,954千円、民生費、県補助金、児童福祉補助金のうち、放課後児童健全育成事業24,886千円、教育費、県補助金、社会教育費補助金のうち、放課後子どもプラン事業2,340千円、スクールサポートスタッフ配置事業1,333千円、国民スポーツ大会協議施設整備事業1,500千円、財産貸付収入、土地貸付収入のうち、教職員住宅貸付料4,104千円、教育費、自主事業収入、文化事業収入のうち、1,050千円、かわみなみ歌声あふれるまちづくり事業収入であります。雑入、ネーミングライツ料2,000千円です。歳出の主なものは、児童福祉総務費、放課後児童対策事業費49,753千円、農業費公園管理費、東地区運動公園管理事業3,128千円、都市公園費運動公園の再整備23,298千円、教育委員会費、教育委員会運営事業2,758千円は、教育委員報酬等であります。事務局費147,982千円は、学校運営協議会委員報酬21人分、学校規模適正化審議会委員報酬15人分、会計年度任用職員報酬19人分等でございます。学校管理費123,373千円は、会計年度任用職員報酬5人、ガラス飛散防止等でございます。教育振興費38,372千円は、タブレット端末袋810袋、パソコン賃借料等でございます。保健体育費6,442千円は、学校医等報酬5人分等でございます。中学校費学校管理費32,931千円は、会計年度任用職員2人、仮設プレハブ教室賃借料等でございます。教育振興費26,793千円は、パソコン賃借料、英語検定試験支援事業等でございます。保健体育費3,449千円は、学校医等報酬6人分でございます。社会教育費社会教育総務費53,494千円は、会計年度任用職員4人、地域学校協働活動推進員報酬2人等でございます。文化施設費198,988千円は、文化ホール施設の改修工事、図書館文化ホール複合施設指定管理料等でございます。文化財保護費6,521千円は、川南古墳群環境整備委託料等でございます。保健体育総務費15,868千円は、国民スポーツ大会野球場改修実施設計業務委託料等でございます。学校給食費84,856千円は、給食調理等業務委託料等であります。

環境水道課について、歳入の主なものは、衛生手数料一般廃棄物処理手数料21,241千円、衛生費国庫補助金循環型社会形成推進交付金2,680千円、衛生費県補助金循環型社会形成推進交付金1,340千円、海岸漂着物等地域対策推進事業3,150千円であります。歳出の主なものは、環境衛生費13,203千円、西都児湯環境整備事務組合負担金斎場分でございます。公害対策費3,226千円、公害苦情時等各種分析・河川水等公共用水検査等でございます。生活排水

対策費5,385千円は、合併浄化槽設置整備補助金等でございます。生活用水対策費5,000千円は地元管理生活用水施設整備事業でございます。塵芥処理費196,688千円塵芥処理業務委託料・ごみ袋作成交付管理委託料・海岸漂着物等処理業務委託料・一般廃棄物収集委託料・西都児湯環境整備事務組合負担金・川南都農衛生組合負担金等であります。上水道対策費25,000千円、水道事業経営基盤支援補助金と水道事業活性化基盤施設耐震化事業出資金であります。水産業振興費繰出金10,866千円は、漁業集落排水事業特別会計へ繰り出すものです。公共下水道費繰出金74,141千円は、下水道事業特別会計へ繰り出すものであります。

建設課について、歳入の主なものは土木使用料のうち、道路占用料5,000千円、公営住宅家賃70,000千円、土木費国庫補助金道路橋りょう費補助金121,150千円、地方道路交付金事等・コンパクトシティ形成支援事業であります。歳出の主なものは道路橋りょう総務費24,157千円で、道路台帳整備委託料、公共土木積算システム賃借料等でございます。道路維持費101,505千円は、会計年度任用職員4人、町道維持管理業務委託料、登記測量委託料、道路維持用機材賃借料、工事請負費等であります。道路新設改良費282,406千円は、調査設計委託料、橋りょう点検委託料、工事請負費等でございます。都市計画総務費、15,941千円は、立地適正化計画策定業務委託料等でございます。公共交通費43,421千円は、幹線バス路線対策事業補助金、川南駅乗車券類販売業務委託料、トロントロンバス運行委託料、川南駅線運行委託料、川南駅構内用地測量負担金等でございます。住宅管理費59,125千円は、会計年度任用職員1人、町営住宅維持管理工事等でございます。道路橋りょう災害復旧費1,030千円は、測量設計委託料等であります。尾鈴土地改良区に対し、開栓率をあげるなど、健全な事業運営を図っていただきたい旨の意見が出されました。採決の結果、賛成多数で可決であります。

議案第29号令和4年度川南町下水道事業特別会計予算、この議案は歳入歳出予算の総額をそれぞれ143,662千円と定めるものです。歳入の主なものは、使用料及び手数料、48,842千円、下水道使用料、それから繰入金79,141千円で一般会計繰入金と下水道事業償還基金繰入金でございます。町債15,400千円、公営企業会計適用債であります。歳出の主なものは、下水道事業費67,405千円と公債費75,957千円であります。採決の結果、全員賛成で可決であります。

議案第30号令和4年度川南町漁業集落排水事業特別会計予算この議案は歳入歳出予算の総額をそれぞれ20,373千円と定めるものです。歳入の主なものは、使用料及び手数料9,505千円、漁業集落排水使用料それから繰入金10,866千円で、一般会計からの繰入金であります。歳出の主なものは、漁業集落排水施設整備事業費15,567千円と公債費4,506千円で漁業公債費であります。採決の結果、全員賛成で可決であります。

議案第32号令和4年度川南町尾鈴地区畜産用水管理事業特別会計予算この議案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4,253千円と定めるものです。歳入の主なものは、畜産用水管理事

業収入4,250千円です。歳出の主なものはダム用水使用料3,406千円であります。採決の結果、全員賛成で可決であります。

議案第33号令和4年度川南町電子地域通貨事業特別会計予算この議案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ283,911千円と定めるものです。歳入の主なものは、事業収入253,910千円で、電子地域通貨販売収入、一般会計総務費事業収入、一般会計商工事業収入、それから繰越金30,000千円であります。歳出の主なものは、電子地域通貨取扱手数料283,910千円であります。採決の結果、賛成多数で可決であります。

議案第34号令和4年度川南町水道事業会計予算について、この議案は、給水戸数6,600戸と定め、年間総配水量2,259千 m^3 、1日平均配水量6,189 m^3 とするものです。主要な建設改良事業は、配水管国道横断工事60,000千円、配水管布設替え工事5,410千円であります。収益的収入及び支出について、水道事業収益を393,519千円、水道事業費用を338,871千円と定めるものであります。資本的収入及び支出について、資本的収入を40,002千円、資本的支出を199,685千円と定め、資本的収入が資本的支出に対して、不足する額159,683千円については、損益勘定留保資金93,240千円、消費税及び地方消費税、資本的収支調整額14,443千円及び繰越利益剰余金52,000千円で補填するものです。採決の結果、賛成多数で可決であります。以上で、文教産業常任委員会に付託された議案についての審査報告を終わります。

○議長（中村 昭人君） 以上で、委員長報告を終わります。これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」という声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。念のため、申し上げます。討論、採決は議案ごとに行います。

議案第24号令和4年度川南町一般会計予算について討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

○議員（内藤 逸子君） 議案第24号令和4年度川南町一般会計予算、私は、令和4年度川南町一般会計予算案について、反対の立場で討論をいたします。政府の2022年度予算案は、新型コロナウイルス感染拡大への対策は、全く不十分な上、社会保障削減と大軍拡を進めるなど、国民には冷たく、危険な予算案です。予算案の特徴は第一に、今、最も緊急かつ重要な課題となっているコロナ対策について、ワクチンなどの感染防止対策の点でも、検査や医療などの感染者の命を守る対策でも、コロナの影響で困窮する家計や事業への支援策という点でも全く不十分な内容となっている点です。

第二に岸田首相が掲げる「新しい資本主義」「新自由主義からの転換」とは裏腹に「アベノミクス」の名で進められてきた新自由主義的な大企業と富裕層優遇の経済政策を継承し、コロナで破たんが明らかになった社会保障削減路線をさらに続けようとするものとなっていることです。

第三に「敵基地攻撃能力の保有」「国防費の対GDP比2%」など、安倍政権や菅政権でさえ言えなかったような内容にまで公然と踏み込んで、大軍拡路線を進めようとするきわめて危険は予算となっていることです。

新年度、川南町の当初予算は、一般会計で9,507,000千円、対前年度当初予算と比較すると5.3%の減額予算です。

今、町民のくらしは、年金は減らされながら、医療や介護の負担は増え、消費税増税が追い打ちをかけるという厳しい状況のなか、突然の新型コロナウイルス発生により、命も暮らしも経済も、あらゆるところに深刻な影響が及びました。

こうした状況の中で町民のくらし、地域経済、基幹産業である農業をどう守っていくのか。町民のくらしを守り、福祉の増進に努めるとする地方自治体の役割がいつそう問われています。

予算の全体では、コロナ対策、福祉や医療、教育、文化、農業、漁業、商業、地場産業の振興など必要な予算も組まれていますが、不十分さや問題点も含んでおります。医療、福祉、社会保障の施策について、今回のコロナ禍のもとで、問題点も明らかになりました。また、農業予算で特に必要なのは、コロナ禍でより問題が鮮明になった自国で賄う食料自給率の向上です。農家や産地が輸出に活路を見出すための、スマート農業やデジタル化への予算もありますが、これらの推進施策が本当に地域の小規模・家族農業にとって利益につながるのか、家族農業を支え持続可能な農業にするための価格補償や所得補償の予算、農家を直接支援する手立てを講じることが大事です。安全、安心な食料の自給、地産地消の推進で川南町の農業と農家を守ることでないでしょうか。

子ども医療費助成など、くらしや福祉予算も計上されていますが、交付税や補助金などに依存している本町財政は、まだまだ厳しい状況が続くことが予想されますので、今後も自主財源比率の向上が当面の課題となっています。令和4年度も行財政改革による民営化の推進など町民の福祉や暮らしに密接な実施部門から手を引く予算計上です。これまで保育所の民営化、老人ホームの社会福祉法人への譲渡、学校給食調理業務の民間委託も継続しています。さらに、水道料金、下水道料金にも消費税が上乗せされ、町民の負担増です。

また、文化ホール、図書館が指定管理者となり、町の手から離れています。指定管理者制度は、公の施設の民営化を推し進める道具として国によって導入され、民間のノウハウの活用や人件費を含む経費削減などを主な目的に川南町も取り入れています。公共施設は、「町民の福祉を増進する目的」という原点に立ち返り、公共施設における指定管理者制度の在り方について研究・検討する必要があります。

「民間でできることは民間で」「官から民へ」という構造改革路線を背景に「安上がり」をめざすために具体化された、保育、福祉、医療、教育など、働き手の質と経験の積み重ねが重要な分野の施設は、本来直営にすべきであり、認めるわけにはまいりません。放課後児

童クラブ、学童保育も委託されました。学童保育の社会福祉法人への委託は支援員など働いている方には不利益はない、労働条件が良くなり今までと同じ場所で預かり料金も変更はない、町長は、いつも子どもは宝、希望だと言われます。安心して子育てできる環境を守ってほしいです。

マイナンバー関連予算が計上されています。マイナンバーカードを活用したオンライン手続きが普及することで、町民の利便性の向上につながるとその事業効果を掲げていますが、そんな単純なものではありません。個人情報保護という観点から十分な対策がとられていないのが現状です。時代の流れとはいえ、町民に不安を与えることは、やめるべきです。

これからのまちづくりをコンパクトシティ計画の都市計画総務管理事業として、立地適正化計画策定業務委託料の計上がされています。昨年の12月議会で中学校統合整備基本計画が可決したからと言われますが、統合廃止の場合、地方自治法では、3分の2以上の賛成がなければできませんと説明された点はいつ議会で提案されるのでしょうか。立地適正化策定計画やコンパクトシティなどは、真ん中だけ栄えることになるのなら、離れた農村部は、どうなるのでしょうか。町立中学校統合整備実施計画策定業務を委託して進めることには賛成できません。自治体本来の役割である住民の健康と福祉の増進、町民の立場を貫く町政こそ求められています。町民の苦難に心を寄せた温かな行財政運営を求めまして、反対討論いたします。

○議長（中村 昭人君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

○議員（児玉 助壽君） 議案第24号令和4年度川南町一般会計予算について、賛成の意思を示し、その理由を述べ、討論いたします。原案は、主に計上経費を含む令和4年度の骨格予算であり、この賛否の結果において、今後の住民福祉、町政運営全般に支障をきたすものであることは、同僚議員におかれましても、周知のことと思いますが、しかしながら、原案中、国営土地改良事業事業費、尾鈴土地改良区運営費補助金について、土地改良法等に抵触すると思われる公共的に問題のある不適切な支出があることが認められ、賛成しがたい点もありましたが、当局がそれを認め、改善、健全化の努力を表明しました。これを評価し、小異とみなす一方で、本町の将来を担う国の宝、子どもたちの教育環境を今まで以上に整備推進するという町教育行政の大義1丁目1番地の教育予算関係が含まれており、原案に賛成討論するものであります。このことは、先の12月議会において、原案の町立中学校統合整備実施計画策定に関する議案第63号、議案第70号と条例が提案されたおりに、新潟県旧長岡藩の米100俵の逸話を引用、賛成討論を行い、賛成票を投じ、議決承認させた当事者としての責務と思っています。したがって、先の12月議会で議決承認され、効力の生じた条例に関する予算と案件については、法的瑕疵がない限り、その執行に協力推進していくべきと思っています。近年のコロナ禍で米国では物流が停滞し、物価が高騰、インフレに陥り、抑止に金利の引上げ、金融引き締めを行っているようですが、その一方で凶器のプーチンくんのロ

シアがウクライナに軍事進攻を行い、その影響で原油や小麦等の物価が高騰しており、米国でのインフレが加速しており、米国が風邪をひけば、日本が風邪をひくと言われており、国債乱発、債務超過、円安状況での我が国の近い将来のインフレに陥るのは、必然であります。また、国中では、卒業生80名に対して、新入生30数名と半減している生産年齢層と市町村の危機的な人口減少状況等、こうした社会背景の影響をもろに受ける教育行政においては、教育の質を落とすことなくコスト削減をするという難しいかじ取りの要求の元、保護者や教育行政が思い描く教育環境の新中学校の建設、設立は、必然的な時代の要求であり、躊躇なく推進する必要があるため、現行制度があるうちに、それを有効活用し、早期に事業を完了すべきと自分は思っています。そうした理由での老体に鞭を打っての、渾身の原案の賛成討論であります。同僚議員の皆様におかれましては、原案予算については、部分的に多少の不満な点があると思いますが、町の将来を担う子どもたちの教育環境改善のための寛容な潜心のもとにそれを小異とみなし、大同に従い、賛同してもらおう強く求めるものであります。以上で、討論を終わります。

○議長（中村 昭人君） 他に討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで、討論を終わります。これから、議案第24号について、採決します。この採決は、起立によって行います。本案は委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立多数〕

起立多数であります。したがって、議案第24号令和4年度川南町一般会計予算は、委員長報告のとおり、可決されました。議案第25号令和4年度川南町国民健康保険事業特別会計予算について、討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

○議員（内藤 逸子君） 令和4年度川南町国民健康保険事業特別会計予算について反対の立場から討論をいたします。

国が2018年度から導入した「国保の都道府県化」事業は、市町村が一般会計から国保会計に繰り入れを行っている自治体独自の国保税軽減をやめさせ、その分を保険料に転嫁させることにあります。保険料高騰に対する国の緩和策が行われていますが、国保の抱える構造的問題は何ら解決されません。国保加入者は、非正規雇用の労働者や退職後の高齢者が大半を占めます。貧困化で国保税を払えずにいる人が多数いるにも関わらず、国が国庫負担金を減らし続けてきたために国保税は高騰しています。

ところが、国は、市町村の公費繰入れを削減・廃止する取組みを進めないと「保険者努力支援制度」の交付金を減らすペナルティー措置を2020年度から導入しています。これまで削減してきた国庫負担を増やすこと等を国に求め、高すぎる国保税の引下げの手立てを尽くすこと必要であることを強く求めて、反対討論といたします。

○議長（中村 昭人君） 他に討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第25号について採決します。この採決は起立によって行います。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

起立多数であります。したがって、議案第25号令和4年度川南町国民健康保険事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。議案第26号令和4年度川南町後期高齢者医療特別会計予算について、討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

○議員（内藤 逸子君） 議案第26号令和4年度川南町後期高齢者医療特別会計予算について、反対の立場から討論をいたします。この特別会計は、平成20年4月1日に発足した後期高齢者医療制度に伴ってできた特別会計です。75歳以上の全ての人は、それまで加入していた国保や健保を脱退させられ、後期高齢者だけの独立保険に入れられました。75歳以上の人は、家族構成や就労状況、年収などに関わりなく、74歳以下の人とは、別の保険に強制的に囲い込まれたのです。川南町の令和3年10月では、2,654人が後期高齢者医療保険に加入しています。この制度は、高齢者を他の年齢層から切り離し、高い負担と安上がりの差別医療を押し付けることにあります。その特徴は、4つあります。これまで、負担のなかった扶養家族1人1人から、保険料を取り立てる、受けられる医療を制限し、差別する、別建て診療報酬を設ける、保険料は年金から天引きし、2年毎に引き上げる、保険料を払えない人からは保険証を取り上げる。75歳の高齢者と言えば、最も病気にかかりやすく、治療に時間がかかる方々です。後期高齢者保険料の負担を苦にした受診控えに、コロナによる受診控えが重なっています。今年の10月から後期高齢者医療に窓口2割負担が実施されます。これまで1割負担だった人にとっては、負担が倍に増える計算です。75歳以上の高齢者は、一定以上の収入があれば、90歳だろうが100歳だろうが、一斉に負担が引き上げられることとなります。高齢になるほど、病気にかかりやすくなります。また、後期高齢者医療制度を運営するのは、後期高齢者医療広域連合議会です。川南町議会からはこの広域連合議会に誰も選ばれていません。後期高齢者医療広域連合議会は、国が法律で加入させ、脱退も認められていません。運営主体は、広域連合議会ですが、保険料の徴収、督促、保険証の受け渡し、受け付け、窓口業務など住民と直接やりとりする多くは、川南町が担います。広域連合議会では、住民の声が届きにくい問題点があります。保険料も後期高齢者の人口比率が増えるに応じて、自動的に引きあがる仕組みです。高い保険料や差別医療を押し付けるものです。廃止しれないと考えます。少ない年金から、介護保険料や後期高齢者医療保険料が天引きされると、生活は本当に苦しい、どこまでも高齢者をいじめるのかという不安の声が広がっています。後期高齢者医療制度の廃止は、待ったなしの課題です。老人保健制度に戻すとともに、

必要な財政措置を行うことを求め、反対討論といたします。

○議長（中村 昭人君） 他に討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終ります。これから、議案第26号採決します。この採決は起立によって行います。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり、決定することに賛成の方は、起立を願います。

〔起立多数〕

起立多数であります。したがって、議案第26号令和4年度川南町後期高齢者医療特別会計予算は、委員長報告のとおり、可決されました。議案第27号令和4年度川南町介護認定審査会特別会計予算について、討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

○議員（内藤 逸子君） 議案第27号令和4年度川南町介護認定審査会特別会計予算案について、反対討論をいたします。介護保険制度の利用に決定的な役割を果たしているのが、要介護認定です。要介護認定は、介護を要する状態を正確に把握し、その人にとって最もふさわしいサービスの内容と量を判断するために行われるものです。申請を受けた町は、申請した人を訪問し、調査を行います。この調査と並行して町は申請者の主治医に意見書の提出を求めます。町は、専門的な第三者機関として、介護認定審査会を設置しています。認定審査会は調査項目を全国共通のコンピューターソフトにかけて得られた第一次判定結果と主治医の意見をもとに要介護状態の審査で判定を行います。判定によって、介護保険給付が受けられない非該当、要支援1、2、要介護1～5となります。判定結果が町から通知されて、サービスを受けることとなりますが、急を要する場合、申請した日にさかのぼって、サービスを利用することとなります。この認定制度には、多額の事務費が使われています。判定日は、機械的な利用制限がかけられています。要支援1、2の介護保険外しは、介護保険制度改悪の歴史の中でも最悪と言われています。要支援者の訪問介護とデイサービスが介護保険の給付から外されてしまったことになったのです。外されたサービスは、市町村の地域支援事業に移行し、無資格者やボランティアでもサービスの提供ができるようになりました。いわば、専門家不在となることに多くの関係者が警鐘を鳴らしています。専門家がケアに携わるからこそ、軽度の認知障害や初期の認知症の人が適切なサービスを受けられます。要介護認定制度は、廃止し、現場の専門家の判断で適正な介護を提供できるようにすべきです。介護認定審査特別会計予算について、反対討論といたします。

○議長（中村 昭人君） 他に討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終ります。これから、議案第27号について、採決します。この採決は、起立によって行います。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

起立多数であります。したがって、議案第27号令和4年度川南町介護認定審査会特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。議案第28号令和4年度川南町介護保険特別会計予算について討論を行います。まず原案に反対者の発言を許します。

○議員（内藤 逸子君） 議案第28号令和4年度川南町介護保険特別会計予算について、反対討論をいたします。介護保険は、今年4月に発足から22年目です。介護保険制度が当初にうたい文句にしていた介護の社会化、利用者本位は、どうなったのでしょうか。高い介護保険料を取られ、要介護認定を受けたにもかかわらず、必要なサービスが利用できない、まさに保険料だけ取り立てて、介護なしと言われるように、家族介護の負担は重くなっています。川南町の高齢化率は、増加傾向です。高齢化が進むにつれて、介護保険料は上がり、高齢化のピークを迎える令和7年には、標準年間保険料は、25%にまで上がると予想されています。国が町民の暮らしを脅かす仕打ちをしてきたら、それに立ちはだかつて、町民の暮らしと福祉を守る防波堤の役割を果たす。これが本来の役場の仕事です。高齢者が住み慣れた家、地域で安心して、生きがいを持って暮らせる町川南を目指しているのですから、何よりも高齢者にとって必要な介護が受けられ、介護予防に逆行することのないよう、高齢者の実態を踏まえ、介護保険制度を抜本的に改革し、安心できる制度にしていくためには、国庫負担の大幅な引き上げが不可欠です。ところが、その財源も所得の少ない町民に重くのしかかる逆進性が明らかな消費税に求めることは、所得の再分配を通じて平等化を目指す近代税制の原則や社会保障のあり方として、根本的に間違っています。国家財政、税制を国民本位に組み換えることで、十分に確保が可能です。払える保険料と利用しやすい利用料を訴え、社会保障としての介護保険制度の構築を求めて反対討論といたします。

○議長（中村 昭人君） 他に討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終ります。これから、議案第28号について、採決します。この採決は、起立によって行います。本案は委員長報告のとおり即ち原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

起立多数であります。したがって、議案第28号令和4年度川南町介護保険特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。議案第29号令和4年度川南町下水道事業特別会計予算について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終ります。これから、議案第29号について、採決します。お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第29号令和4年度川南町下水道事業特別会計予算は、委員長報告のとおり、可決されました。議案第30号令和4年度川南町漁業集落排水事業特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第30号について、採決します。お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第30号令和4年度川南町漁業集落排水事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。議案第31号令和4年度西都児湯行政不服審査会特別会計予算について討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第31号について採決します。お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第31号令和4年度西都児湯行政不服審査会特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。議案第32号令和4年度川南町尾鈴地区畜産用水管理事業特別会計予算について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第32号について、採決します。お諮りします。本案は、委員長報告のとおり即ち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第32号令和4年度川南町尾鈴地区畜産用水管理事業特別会計予算は、委員長報告のとおり、可決されました。議案第33号令和4年度川南町電子地域通貨事業特別会計予算について、討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

○議員（内藤 逸子君） 議案第33号令和4年度川南町電子地域通貨事業特別会計予算について、反対の立場から討論します。今回の予算、歳入の主なものは、電子地域通貨販売収入とプレミアム付電子地域通貨事業です。歳出については、電子地域通貨取扱手数料です。プレミアム付電子地域通貨付与助成金は、川南町電子地域通貨に30%のプレミアムポイントを付与し、販売することでコロナ禍で疲弊する地域経済の活性化を図るとのことですが、町内

商店の全てに平等にお金がまわり、潤うのでしょうか。お金がないものには、買えませんし、利用の仕方や仕組みが分からない人もいます。全戸にお知らせを配るので、知らない人はいないと言いますが、年を取り、目が悪くなり、小さな字が読めないなど弱者は役場からの封筒を開かない方もいます。電子地域通貨ポイント付与も町内の経済循環を推進すると言いますが、ポイント分かりませんの声もあります。町民全体が喜んで使ってもらうのなら、一番分かるのは、現金給付にさせていただきたい。これなら分かると聞きました。議案第33号の反対討論を終わります。

○議長（中村 昭人君） 他に討論はありませんか。

○議員（徳弘 美津子君） 議案第33号令和4年度川南町電子地域通貨事業特別会計予算の賛成の立場で言います。この電子地域通貨については、川南が全国でも先駆けてやってらっしゃるわけです。なかなか高齢者の方にとってはわかりづらいという話になっております。先ほどの反対討論にありましたが、それも理解をしますが、今、どれだけ電子通貨が氾濫しているかということも現実的にあります。いろいろありますので、それを今の若い方たちがどんどん取り入れている現状の中で、川南に限定した地域通貨を取り入れてもらうということは、これから町を担う人たちにとってもそれは、商店街にとってもよそにお金が逃げないということになるんだと思います。確かに今様々な補助金を現金でと言われましたが、現金になるとよその買ったりとかするわけですので、ぜひ川南の地域活性化するのなら、地域通貨を駆使して、これからの人たちがどんどんできる人たちが増えてきます。先ほど、委員会の方で同僚議員が言われたときに、意外と高齢者のグループで集まったときに皆さんがスマホをやっているとだからもっとわかり易くやっていけば、それはそれでこれからチイカというものがこれから広がっていくのではないかと思います。なかなか換金て言いますが、最大30%のプレミアムを10千円から換金できます。10千円で13千円のものでプレミアムできますので、そこあたりもきちんと私たちが知ってる上で、町民の方に説明するのも私たちの責任だと思っております。賛成の立場から討論いたします。以上です。

○議長（中村 昭人君） 他に討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで、討論を終わります。これから議案第33号について、採決します。この採決は、起立によって行います。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

起立多数であります。したがって、議案第33号令和4年度川南町電子地域通貨事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

しばらく休憩します。10分間休憩します。

午後2時15分休憩

午後2時25分再開

○議長（中村 昭人君） 会議を再開します。休憩前に引き続き、会議を続行します。議案第34号令和4年度川南町水道事業会計予算について、討論を行います。討論はありませんか。

○議員（児玉 助壽君） 議案第34号令和4年度川南町水道事業会計予算について、賛成の意思を示し、討論いたします。その理由についてであります。先ほどの委員長報告によりますと、資本的支出に対して、資本的収入が不足している、実質赤字経営となっております。必要経費に対し、料金設定価格が安価となっており、その苦肉の策として、損益勘定留保金や消費税及び地方消費税、資本的収支調整額及び繰越利益剰余金で補填しており、そのことから、企業会計における健全な水道事業には、補填分の金額を上乗せ徴収するのが、常道であります。コストに対し、水道料金を安価に設定し、安定的に水を供給、運営できるのは、当局の苦肉の策の努力の賜物であり、原案に賛成するものであります。皆様の賛同を求め、討論を終わります。

○議長（中村 昭人君） 他に討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第34号について、採決します。この採決は、起立によって行います。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立多数〕

起立多数であります。したがって、議案第34号令和4年度川南町水道事業予算は、委員長報告のとおり、可決されました。日程第27、請願第1号幼児児童へのコロナワクチン接種の努力義務除外を国に提言するよう求める請願書についてを議題とします。本請願は、常任委員会に付託されておりましたので、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（川上 昇君） 総務厚生常任委員会に付託されました請願第1号について、その審査の経過と結果について、報告いたします。請願第1号は、幼児児童へのコロナワクチン接種の努力義務除外を国に提言するよう求める請願書についてです。当委員会の河野禎明議員が紹介議員であるので、まず河野委員から請願内容とその理由を聞くと同時に請願者受理者の中村昭人議長も同席していたので、同様に理由などを聞きました。委員からの意見で、保護者が慎重に考えているのは、十分理解できる、また安心して接種できる環境を整えてやることは大事である、などの意見がありました。しかし、請願事項の1に列記されていた本請願書の表題でもある、接種の努力義務除外を国に提言するとの文言について、委員からすでに国は承認について、努力義務の規定は適用せずとしており、これを採択すべきではないとの意見がありました。さらに、請願事項の2と3についても、厚生労働省の

ホームページにすでに掲載されており、国としては、相応の情報公開をしているとして、請願書の求める内容が時期を逸してしまっているとの意見も続きました。このワクチン接種に関して、委員から接種したかしないかを原因として、不当な差別は絶対にやってはならないと意見が述べられました。採決の結果、賛成少数で不採択とすべきものと決定しました。以上で報告を終わります。

○議長（中村 昭人君） 以上で委員長報告を終わります。ただいまの委員長報告は不採択であります。これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。請願第1号幼児児童へのコロナワクチン接種の努力義務除外を国に提言するよう求める請願書について、討論を行います。まず、原案に賛成者の発言を許します。

○議員（内藤 逸子君） 幼児児童へのコロナワクチン接種の努力義務除外を国に提言するよう求める請願について、賛成討論をいたします。この請願は子どもさんを持つお母さんお父さん方が5～11歳の子どもを対象にした新型コロナウイルスワクチン接種が始まることから、努力義務はおかしいとのことから始まりました。国は、努力義務は外しました。請願事項の2、国による薬品成分分析結果、安全を保障するデータ等の情報公開を求める、加えて接種推進用チラシ等に接種により、デメリット情報も掲載し、周知されることを求めています。3つ目として、副作用の因果関係に関わる研究報告書に対し、診療報酬と研究調査費の予算化を求めています。みんながワクチンを打てば新型コロナウイルスにかからなくなり、コロナ禍が終息する、その結果はどうでしょうか。昨年7月末に希望する高齢者のおよそ8割がワクチンを接種したにもかかわらず感染が拡大し、いまは、第6波です。ワクチンを打てば、感染しないと思っていたのに、病院や施設でブレイクスルー感染、2回接種したあとに、感染してしまう現象によるクラスター発生が相次ぎました。今度は2回接種しても、半年ほどで効果が落ちてしまうことが分かり、3回目の接種が行われています。ワクチンを打ったあと、発熱、頭痛、倦怠感、腕の傷みなど副反応があまりにもきついです。特に若い人たちに39度や40度もの高熱に襲われる人が多発しました。これほど副反応の強いワクチンは、聞いた事はありません。そのために、ワクチンを打ったあと、めまい、頭痛、倦怠感などの後遺症に悩まされ続けている人もいます。私たちの誰もがいつでもどこでも感染者となり、同時に感染源者となるリスクを負っています。まさか、自分は感染者にも感染源者にもならない、うつりもしないし、うつもしないと思って、コロナ対策の換気、手指消毒、マスクの着用、3密回避など自粛生活で日常を送っています。今のところ有効な治療方法も治療薬も生み出されていない、新型コロナウイルスワクチン接種の判断をする上で、ワクチン接種のメリット、デメリットを考えて、家庭で話し合い、判断をしてほしいとの記事もあります。安全性と有効性は、明らかになっていませんと、明記して、ワクチン接種を進

めていますので、ワクチン接種相談窓口の開設も求めておられます。子どもを持つ親として、疑問と不安いっぱい気持ち、子どもの未来を考えて、勇気を出して請願をしております。どうか、議員の皆さんのお力添えをいただきますようお父さん、お母さんを励ましていただきますようお願いいたしまして、賛成討論といたします。

○議長（中村 昭人君） 他に討論はありませんか。

○議員（徳弘 美津子君） 請願第1号幼児児童へのコロナワクチン接種の努力義務除外を国に提言するよう求める請願書について、委員長報告に賛成の立場で討論いたします。確かに先ほど請願に賛成の同僚議員のこともこれからワクチンがほんとにどうなるのかという不安をみんな抱えております。私もこの話を最初に提案者からいただいたときには、ほんとに子どものこの部分ですね、接種の努力義務除外、これをされてなかったと感じていましたので、これは無理して除外するべきだということで、署名をいたしました。署名活動のですね。後日、それが国が除外されたということを知りまして、一番本来の一枚目である趣旨と大きくやはり離れていきましたので、やはり議会としては、この表題にある子どもの幼児児童へのワクチン接種の努力義務除外ができてる現在中で、議会としては、これをそのまま取り上げることはどうなのかなと思ひ、委員会の中では不採択となりました。で、もし今後この不安がやっぱりワクチンに対してはありますので、形を変えてワクチンに対してですね、もし国に請願することがあれば、それはまた形を変えてやっていくべきだと思います。確かにあの子どもに対して不安です。ワクチンが本当にいいのか、悪いのか、2年後、5年後、10年後っていうのは分かりませんが、今を乗り切らなきゃいけないと思って、私たちもワクチンを打っております。かといって、ワクチンを打たない人に対しては、特に除外するとか、特にそれを否定するわけではございませんので、やっぱりその自分の中でワクチンを打っていかうとしている人たちもいらっしやいます。だからやっぱりその国もまだたぶんどいう風になるか分からないと思ひながらやっているのかもしれないし、私もほんとに不明な中でワクチンを打っているわけです。で、国もちゃんと委員長報告でもありましたようにホームページにはちゃんと情報を公開をしておりますので、そこあたりを自分たちの中で勘案しながらワクチンの接種について考えて行きたいと思ひます。委員長報告に対して、不採択に対して賛成の立場から討論いたします。

○議長（中村 昭人君） 他にありませんか。討論なしと認めます。これで、討論を終わります。これから、請願第1号について、採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり、採決することに賛成の方は起立を願います。

〔起立少数〕

起立少数であります。したがって、請願第1号幼児児童へのコロナワクチン接種の努力義務除外を国に提言するよう求める請願書については、不採択となりました。日程第28閉会中における議会広報編集特別委員会活動の件を議題とします。本件につきましては、閉会中の

諸活動を認めたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。したがって、閉会中における議会広報編集特別委員会の諸活動を認めることに決定しました。日程第29議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。議会運営委員長から会議規則第74条の規定により、閉会中の継続審査の申し出があります。お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議がないのでそのように決定しました。以上で本日の認定は、全部終了しました。これで令和4年第2回川南町議会定例会を閉会します。

午後2時42分閉会
